

◇ 大 瀧 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 次に、8番、大瀧紀夫議員、登壇を願います。

〔8番 大瀧紀夫君登壇〕

○8番（大瀧紀夫君） 8番、日本共産党の大瀧紀夫です。私は、町長に2点質問をいたします。

まず1点目、町財政について伺います。同僚議員の質問に同趣旨の質問がありましたが、その答弁も含めてお伺いをしたいと思います。

（1）、令和元年度決算見込みと令和2年度の予算編成方針について。

（2）、財政健全化プランの最終見込みと次期計画についてお伺いをいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町財政についての質問であります。1項目めの令和元年度決算見込みと令和2年度の予算編成方針についてであります。決算見込みにつきましては、歳入は町税が固定資産税を中心に予算額を7,000万円程度上回る見込みとなっているほか、普通交付税においても予算額を約6,500万円上回る結果となっており、ふるさと納税についても前年同月とほぼ同額の2億236万3,000円の寄付をいただくなど、堅調に推移しております。一方歳出につきましては、年度当初には想定していなかった病院会計に対する追加繰出金5,000万円を本定例会の補正予算として計上しております。このような状況から、今後自然災害による災害復旧費の発生や除雪経費の大幅な増加など突発的な支出増がなければ黒字決算となる見込みであります。

予算編成方針につきましては、財政健全化へ向けた取り組みを一層進めるとともに、多額の財政負担を伴う公共施設等の老朽化対策や町民生活に密接した事業の充実など取り組むべき課題が山積していることから、投資と財政規模のバランスを保ちながら財政運営を行っていくこととし、予算編成に当たっては決算及び執行実績に基づき、減額補正や不用額が発生している予算科目についての根本的、徹底的な見直しを実施し、予算編成を行う考えであります。

2項目めの財政健全化プランの最終見込みと次期計画についてであります。健全化プランの最終見込みにつきましては、現段階では実質公債費比率、将来負担比率ともにおおむね目標値どおりに推移していることから、計画期間内の目標として掲げている4項目につきましては達成可能なものと捉えております。

次期計画につきましては、現時点において明確な方向性は決定しておりませんが、まちづくりの最上位計画である総合計画を補完する計画であるとの考えのもと、財政の健全化や弾力化を図り、行政改革の対策を織り込みながら収支均衡を保った財政運営を行うとともに、総合計画を推進するための政策的財源を確保するための計画にしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。昨日同僚議員の答弁によりますと、元年度の途中でひょっとしたら基金の積み立てが1億円ぐらい考えられるのではないかということと、決算剰余金は約3億円程度見込めるのではないかというような答弁に受けとめたのですが、それでよろしいかどうかということと、病院は今回5,000万円ですけれども、その後の議論の中で4,000万円ぐらいはまだ不足しそうだというようなお話がございました。結果として9,000万円ということになるのかどうか、その辺はどのように押さえていますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） きのうちも答弁させていただきましたが、令和元年度の3月補正になると思うのですが、例年不用額が約1億円出ておりますので、その程度は平年ベースでも恐らく捻出できるのではないかというようなことで、それを基金に積み立てが可能であるという認識を持ってございます。それから、決算剰余金につきましても、ふるさと納税だったり特別交付税の一部を当初から見積もっているという関係から、昨年度並みの決算剰余金まではいかないまでも、3億円程度は残るのではないかなというような見込みで考えてございます。

それから、病院会計への繰出金でございますが、今年度12月に5,000万円の補正ということで今上程させていただいておりますけれども、今後の経営状況によってはさらなる追加繰り出しという部分も病院会計のほうから情報が来てございますので、その辺は不良債務を出さないという町の考え方もありますので、3月補正において追加繰り出しという計上も想定しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。実質収支でいうと、今の予定では病院に繰り出したとしても黒になりますか、そこがまず1点と、それから今までの議論の中で過疎債の財政効果というのが非常に高いと話しされてきたのですけれども、実質的に具体的にどういうようになるのか、この点。ことしの予算でいえばどういふ効果があるのかというあたり、その点はどう押さえていますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今後3月にもさらなる病院会計の追加繰り出しをしたとしても決算剰余金は3億円程度は見込めるという算段をしてございますので、黒字決算ということになることについては間違いないと判断してございます。今後大きな支出がなければいけると見込んでございます。

それから、過疎債の関係でございますが、正式名称は過疎対策事業債と言われるものでございまして、これにつきましては過疎地域自立促進特別措置法という法律に基づきまして

過疎としての地域指定をされた段階において、これらの過疎地域自立促進市町村計画というのを策定して、今後その計画の事業を行いながら、住民福祉の向上ですとか雇用の拡大、地域格差の是正というようにところに寄与していくというようなことで、その事業に対して過疎対策事業債というものを国の予算の範囲内で借りることができるとなってございます。それで、この過疎債の優遇措置というところでございますが、実質過疎債を借りて、その元利償還金に対して70%を普通交付税の基準財政需要額に算入されるということでございますので、全て70%交付税として入ってくるわけではございませんが、一応その一部が交付金として戻ってくるので、非常に有利な起債ということございまして、今年度、令和元年度におきましても現在でありますけれども、過疎対策事業債につきましては現年度分で5億1,830万円を借り入れ見込みいうことになってございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の話はよくわかりました。それで、具体的にことし借りると、5億1,800万円。そして基準財政需要額の中にこれが算入されるとなると、町として交付税にはね返る部分というか、有利な部分、具体的にはその金額はどうなりますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 実際は、先ほど申しましたとおり過疎債を借りた起債に対する元利償還金に対して70%ということになりますので、令和元年度の大過疎対策事業に係る償還金が約5,600万円、今年度ございます。それに対してその70%である約3,900万円、これが基準財政収入額に算入されるということになりますので、交付金としては基準財政収入額がありますので約6割程度ということになりますけれども、その部分が実質国から交付税として入ってくるというようなことになります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。言っていることはわかります。それで、交付税には色がつかないわけだ。だから、実際に入ってきているかどうかということは、どこかで確認することはできますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 普通交付税の算定に当たりまして、それぞれ実際償還金が幾らで、それに対して70%で、需要額はこのぐらいだというようなものをきちんと計算しながら交付税の需要額を算定します。収入額についても同様でございますので、その差し引きが普通交付税として算入されておりますので、この元利償還金分の需要額分がきちんと交付税として反映されているということはそれに基づいて確認できるものでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこまできちんと確認できるということは、過疎債を使うということは非常に有利だということ、そういう認識でいいわけですね。わかりました。

それで、町財政の基本は基金に幾ら積み上げられるか、起債を減らしてどれだけ起債を少なくできるか。そのことと、それだけやっていたら幾らでも簡単にできるのだけれども、町民要求をどれだけこの中で実現するか。何もしなければ、基金をふやし、起債を減らすことはできるわけですよ。これは、いつも課長が答弁されている中身です。そのバランスをどこでとるか。財政健全化プランが来年で終わるという状況の中で、白老町の現在の財政状況で見ると、今のバランスの問題でいうとどの時点、要するに財政健全化という認識の問題なのだけれども、そこはバランスでどこら辺の位置にあると、これはなかなか難しいと思うのだけれども、言いたいのは経営健全化を脱却したのか、脱却していないのかというあたりを含めてどういう認識で町はいますか。それが次の計画に非常に大きな影響を与えるのです。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） いわゆる財政の健全化という、その言葉の意味合いをどこに求めるかというところが大きな問題かなとは思っております。過去のように特別会計の赤字を大きく抱えていて、それを返済しなければならぬというようなことに対して、それを健全化と言うのか。あるいは今はスムーズな、財政運営は厳しいなりにも黒字決算を出しているという状況です。ただ、道内の他の市町村と比較しますと、まだまだ健全化指標についてはワーストのほうにあるというところを脱却するために健全化をやらなければならないかというところでは、この健全化という同じ言葉でも大きな違いがあると思います。過去の平成19年以来の非常に大きな赤字を抱えていたときは、もちろん健全化という言葉を使いますが、財政の再建というところが大きく叫ばれるところかなとは思っておりますけれども、現在も全道と比較の中ではまだまだ財政状況が上向いてはいますけれども、非常に楽に運営しているわけでは決してございませんので、まだまだこの健全化という部分は推し進めなければならないという考えは今後も持ち続けなければならないとは考えております。

まだ道半ばというようなことで私も認識してございます。しかしながら、大淵議員もおっしゃったように、それを追求すると町民の要望に答えられない、さまざまな課題を解決できないでそのまま推移するということになりますので、そこはやはり健全化を推し進めながらも、そのバランスの一定のレベルをもう一段上げて投資していかなければならないということになると思います。それは、ではいつの時点かと申しますと、財政健全化プランを28年度に改定を行っております。その段階である程度これまでの状況を踏まえて一歩、若干方向転換しているところでございますけれども、令和3年度からスタートする新たな計画は

それをさらに上乘せした上で、問題解決のために財源をどう充てていくのかというところを重点に置きながら計画づくりを進めてまいりたいとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私は、言葉遊びをしているつもりは全然ないのです。それはどういうことかという、もちろん今までの一般質問の中でも町民要求がたくさん出ているわけです。議会も出ているわけです。いろんな形で多方面にわたって出ているわけです。インフラ整備だけではなくて、福祉だけではなくて、たくさん出ています。ですから、そういうものはもちろん実現していかなくはないけれども、同じことをやってしまったらもう終わります。ですから、ここの見きわめが非常に大切なのと、次のプランをつくる時にこの歯どめきちんとしているかどうかということが私は最大の問題だと考えているのです。後で聞きますけれども、その辺の押さえ。今の答弁は、その辺私の言った押さえと同じだという認識でいいですね。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 実際のところ、現在の財政健全化プランでは一般財源ベースで2億円、投資的経費です。それから、起債枠、臨時財政対策債を含めて7億5,000万円というような枠の中で起債残高も減ってきていますし、公債費も減ってきています。しかしながら、毎年ですけれども予算編成のときにまだまだやりたい事業をどうしても先送りしなければならない状況なのです、毎年。まだまだ町民の要望には応えられていない状況、これを少しでもここを上乘せして脱却しなければならないという考えは持っておりますけれども、ただそれが上限なしに幾らでもやっていいということになりませんので、そこは一定の歯どめというものが必要だと思っておりますので、そこは議員と同様の考えという認識でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そのところはわかりました。

令和2年度の予算編成について伺います。財政健全化プランの最終を迎える年度の予算の中心となる歳入歳出の骨格方針、これは何と考えていますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まずは、歳入につきましてもできる限り、臨時的な収入もございますので、そこはなかなかこうだというような数字で出せるものではございませんけれども、何とか今年度、令和元年並みの収入、財源を確保したいということ。それと、支出につきましては、町長の所信表明にもございますとおり、やはり町民に身近な事業を展開するというようなところと、それから公共施設の老朽化対策も含めて、今年度までの象徴空間にかかわる事業が一段落いたしますので、その部分の財源を逆にそちらのほうに振り向けて

いくという考えのもとに予算編成を今後もしていく所存でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。少し前後しました。今年度中に起債の繰上償還をする考えはないかどうかということが1点と、財政健全化プランの方向でいくと起債の発行枠を守る。これは来年度予算ですけれども、発行枠を守る。これは、財政健全化プランの平均でいうと7億2,000万円、後の方針を変えた時点で7億5,000万円ということで起債の発行枠がなっていますけれども、本年度の9億9,500万円かな、今年度の起債発行額の見通しがどうなっているか。昨年から繰り越している分の起債だとか、これはまだわからないかもしれないけれども、来年度への繰り越す予定の額だとか、実質発行額がどれぐらいになるのかということで、それがどれぐらいなのかということと同時に、それを考えた上で来年は7億円、パーセント平均で結構ですから、7年間の平均でいいですから、7億5,000万円を守る起債発行額で来年度予算は起債を組むのかどうか、この点伺います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、今年度の借り入れの見込みというところ、繰り越しも含めた起債、町債の収入部分というところでお答えいたします。現段階で押さえておる数字でございますので、これは決算上は変わりますが、前年度からの繰越金が1億5,060万円万ございまして、これを含めて今年度の見込み、予算では今年度の予算は9億9,540万円でございますけれども、繰り越しを含めて9億4,793万7,000円という数字で今押さえているところでございます。もちろん今回12月補正でも上程しています下水道会計の絡みで約1億1,000万円を次年度に繰り越すという部分は除いていますけれども、これを含めて9億4,793万7,000円でございます。

それで、財政健全化プランで申しているとおおり、7億円、それから7億5,000万円と変えてございますけれども、そこは弾力的に全体トータルとしてその範囲内で推し進めたいということで、基本的には令和2年度の予算においてもこれは遵守するというので予算組みをしたいと考えております。その上で、では幾ら予算組みができるかという部分につきましては、現在これまでの借り入れも含めてならしていきますと、臨時財政対策債を含めて約6億5,000万円という押さえをさせていただきます。この中で何とか令和2年度の予算編成をしていきたいと目標として考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の課長の話聞いて安心しました。私は、財政健全化プランを成就させるというのは、7億5,000万円の枠を7年トータルでいいですからどうしても守らなくてははいけない。それで、ことしの分を聞いたのです。ほとんど変わらないのですね、9億5,000万円。来年に1億円繰り越すから、もちろん来年の部分はあるのだ

けれども、それにしても6億5,000万円で抑えるということで、それがパーセント平均で7億5,000万円になるということは、私は財政健全化プランでいえばそれが成就する最大のものだと思うのです。そこを出てしまったら、またもとに戻ってしまうのです。ですから、そのところはどうしても来年度予算では守っていただきたいと思っています。小さいことですけれども、次年度に1億1,000万円、下水道の分を繰り越すでしょう、それはどういうことになるのですか。それはどちらに含まれるってことになるのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 失礼しました。説明不足でございましたけれども、6億5,000万円というのは繰越金を含まずです。含まないで6億5,000万円というような今算段をしてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。わかりました。それで、来年度の歳出の部分なのだけれども、象徴空間の部分で残っているのは跨線橋の撤去、これが残っていると聞いていました。それから、出そうなのは、これは象徴空間の関連ではないけれども、少なくとも給食センターの撤去あたりはもう考えなければどうにもならぬだろうと私自身は思っているのだけれども、これ以外に町や町の財政に少しでもかかわるような国や道の整備が考えられますか、象徴空間に関して。なぜ聞くかという、ここまで来て、もう来年度終わるといふ財政健全化プランの中で象徴空間にきちんと区切りをつけるということであれば、これ以外の歳出の部分はもう考えられませんか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 実際に建設事業といいますか、整備の部分、今回撤去になりますけれども、跨線橋の撤去という部分で工事請負費の部分についてはこれのみと現在は押さえております。今後の国や道のという……

〔「道の事業の中で町が歳出をしなければだめなようなものが出てこないかということ」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（大黒克巳君） それは、今のところないと押さえております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。来年度の当初予算編成時の臨時財政対策債の発行は発行できる最大の幅で考えていらっしゃるかどうか。金額がわかるかどうかかわからないけれども、当初は4億円とずっと言っていましたよね。現実的には2億5,000万円ぐらいになっているのだけれども、当初予算から最大の幅で見るのかどうかということが1点。

それから、基金の取り崩しですが、先ほども答弁がありましたけれども、財政調整基金を取り崩して組むというようなことはないですよ。特定目的基金を崩すということはありません。

得ると思うのです。だけれども、財政調整基金を取り崩して当初予算を組むということは現段階としては考えているかどうか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、1点目の臨時財政対策債の見積もりでございますけれども、これにつきましては臨時財政対策債は普通交付税とのセットの考え方で積み上げいたしますので、この辺については普通交付税とも関連しながら确实なところで最大の収入を見込むというようなところでは考えております。

それから、基金の取り崩しでございますけれども、基本的に財政調整基金を一般の資金不足的な部分に充てるために取り崩すという考えは持っておりませんが、先ほど申しましたとおり、課題解決のための施設の改修等に非常に金額がかかるということと待たなしの状態も来ているという中であって、今回象徴空間絡みで1つ、跨線橋の撤去事業がありますけれども、象徴空間周辺整備事業の一般財源は土地売り払いを積み立てた財政調整基金を取り崩して充てるという、これまでもやってきたというところではありますが、実際土地の売り払い分は全部使っていない状況でございますけれども、この部分の取り壊しの撤去にかかわる一般財源分というところは、財政調整基金の取り崩しという部分は財政調整基金を充てなければならないという状況になる可能性があるかなとは現段階では考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。やっぱりそうならざるをえないということですね。先ほど答弁いただけなかったのだけれども、繰上償還、これは考えているかどうか。それから、交付税との絡みでの臨時財政対策債の部分で、ことしより大幅にふえる。あれは最大幅がことしは2億5,000万円ぐらい、大体それぐらいの範囲だという押さえで、細かな金額はいいです。それぐらいの押さえでいいのかどうか、そこら辺。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 大変失礼しました。繰り上げ償還につきましては、政府資金については補償金が免除されませんので、これについては考えておりませんし、銀行縁故資金につきましても現在のところこれの繰り上げ償還も考えていない状況でございます。

それから、臨時財政対策債の見積額でございますけれども、今年度は2億5,000万円の予算に対しまして約2億2,700万円でございます。まだ国の地方財政対策が出ておりませんので、正式には今後臨時財政対策債がどのような状況になるかというのは見えてございませんけれども、総務省の概算要求の中では逆にここは増加するという方向になっておりますので、2億2,700万円よりはやはりふえる状況になろうかなと思っておりますので、2億5,000万円前後の数字になろうかなとは押さえてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。



〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。わかりました。なぜ聞くかという、6億5,000万円から2億5,000万円だったら、4億使えるということになりますよね。ですから、そのところがわかった上で、どうにもならなくて跨線橋の撤去は財政調整基金を取り崩すという、そういう構図なのかどうかというあたりがきちんと知りたかったものだから、それで聞いているのです。だから、4億円の起債発行をできれば相当な仕事が、相当かどうかわかりませんが、象徴空間を外せば結構できるかなと思うのですから、そのところは私の今押さえでいいですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今年度の象徴空間整備にかかわる自由通路ですとか、その辺は国の交付金と過疎債と、それ以外に一般財源をかなり持ち出しておりますが、その部分については財政調整基金を取り崩して対応しております。しかし、来年度の予算については、跨線橋の撤去でございますけれども、それに対しても五、六千万円の一般財源が必要になります。ここについて2億円の一般財源枠の中で5,000万円、6,000万円がここでとられると本当に残り少なく、課題解決は到底できないというような状況がありますので、その辺ももちろん取り崩さないでできれば非常によろしいのですけれども、2億円の枠であったり、そういうところを考えますと財政調整基金を取り崩さざるを得ない状況になる想定はしているところであります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこはわかりました。来年度以降の財政を考えたときに、当然町税、交付税、ふるさと納税等の基本部分と起債でいうと発行枠、過疎債の活用、具体的にもう少し言うとアイヌ政策交付金の徹底活用や今全国各地で行われている法定外普通税、観光関係の法定外普通税、こういうことしか今はもう考えられないのですよね、歳入をふやすという部分では。それで、町税は人口減少の中で必ず減っていきます。きのうも議論がありました。そういうことでいうと、きのうは金額はちょっと言わなかったような気がしたのだけれども、例えば太陽光発電、これでどれぐらい固定資産税でカバーできるという予測できますか。これでカバーできる部分があるかどうか。そして、きょうの報道によりますと、太陽光のパネルを再度使えるような工場を北海道につくるとというのがきょうの新聞に何か出たいたのです。今までは20年間なら20年間で税金がほとんど5%だか何%しかなくなるということなのだけれども、そういうことになったときにこれはどんなことになっていくのですか。そこはまだわかりませんか。

○議長（松田謙吾君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 太陽光発電施設の固定資産税の関係でお答えさせていただきます。

今年度31年度の決算見込みの数字ではありますが、太陽光パネルに限って申しますと1億2,400万円の固定資産税額になっております。今後というようなお話をいただいたのですが、きのうの町長からの行政報告でありましたとおり、旧竹浦カーランドランドの跡地に大規模な太陽光パネルが設置されるというようなことで、今計画上私たちが見込んでいるのは令和4年度の固定資産税の課税になるのかなと考えております。それで、実質的に固定資産税額となると、まだ試算しているところではないのですけれども、ある程度の税収の増額にはなつてこようかなと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 太陽光パネルのリサイクルの件でございます。きょうの新聞等に掲載されておりましたが、南幌町のほうで太陽光パネルの再生施設を計画しているということでございます。これについては太陽光パネルをいろんなパーツに分けてリサイクルしていくというようなものが趣旨でございますので、太陽光パネル自体を同じ用途で再利用するというのではないと受けとめております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。わかりました。令和4年では時間がまだ大分ありますね。

来年度以降の財政計画の関係で聞きます。財政健全化プランと言うかどうかわかりませんが、先ほど議論になりましたけれども、健全化という言葉、概念、これを考え方の中に、先ほどの答弁では私は入れるというような認識になったのですけれども、それでいいですか。それで、実質公債費比率、それから将来負担比率、こういうものの目標設定をこの中できちんと考えてやられるかどうか。それから、現在は起債の発行枠が7億5,000万円なのだけれども、発行枠の考え方、これは残りますか、どういう考え方か。そういう点で財政規律の基本的な考え方まで、ここの部分が問われると思うのですけれども、この財政規律の基本的な考え方と次期の財政計画、この基本の考え方をお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 実際のこの計画の作業につきましては、来年度からの作業ということになるかと思っておりますので、まだ方向性とかは決まっているわけではありません。あくまでも、今担当の考え方ということで答弁させていただければ、まず健全化ということについては健全化を緩めるつもりはございませんので、あくまでも健全化という概念は考えを盛り込みながら計画をつくるということは考えております。ただ、健全化イコール削減とかということではないので、削減計画ではありません。それで、実質公債費比率、それから将来負担比率の目標値という部分についてもこれまではこれを下げることが目標だったので。ただ、今後その事業を展開していく上で、推計になりますけれども、収支見通しを立てる中では下がらないかもしれない。そこを議会議員の皆さんと議論するところだ

と思うのですけれども、先ほど申しましたとおり、下げることはしなければ下がりますから、そういうことにならないので、どこまでやって、その数字をどの辺でよしとするのかというところが今後の計画の議論するところかなと思っておりますので、あくまでも目標値と言ったらどうしても言葉としては下げるとなってしまうかもしれませんが、そこはなかなか厳しいかなと思っております。しかし、この辺の実質公債費比率、今後5年後にはこのような形になりますという見込みはきちんと計画の中で示したいと考えております。

それから、7億5,000万円の枠という部分は、先ほど私が申しましたとおり、これの枠では対応できないというところがあります。まして、病院改築だったりというような大型事業も控える中では、これをもっと上げなければならないというところがあります。しかし、これが枠をとってしまうと幾らでも発行できるわけです。ということで、逆に借入れのほうに公債費より多くなって、どんどん、どんどんまた起債残高が膨れるというような状況にもなりかねないので、その辺の全体の計画期間における全体枠というのはやはり設定しなければならないとは考えております。ただ、年度ごとの今言った年間幾らという部分は、やはりどうしても今後でこぼが出てくると考えておりますので、そこをどうするかというのは今後の検討になろうかなと考えております。もちろん計画に当たって財政規律をきちんと守ることで、事業財源をどのように配分していくかということが計画の基本的な考え方になろうかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もう一回だけ議論したいのですけれども、政策的には当然基本構想、基本計画がベースになって、4年間の実施計画ローリングで政策実現を図っていくとなるわけでしょう。その裏づけの財政計画の形をどのように考えていくか。お金の使うほうと、健全財政という言葉が正しいかどうかは別にして、財政規律を守ること、そして健全化を發展させていくという部分とのある意味せめぎ合いにはなりますよね。ですから、私が目標と言ったのはどういう意味かということ、実質公債費比率というのは今も全道でまだワースト10位以内ですよ。これは全道平均も10%割っているわけです。そういう中で、確かに課長が言われたように事業はやらなくてはいけないのだから、そこは分化していくのは当たり前だと思うのだけれども、借りる金額のほうに返す金額より多くなっていくというのは今の段階14.7%、ことし幾らになるか。13.8%ぐらいになるかどうかわかりませんが、そういう実質公債費比率の中ではまだ私は無理ではないかなという考えなのです。ですから、そのせめぎ合いはあるのだけれども、だから計画はきちんと、4年か7年か8年かわからないけれども、その枠をつくと同時に年数の枠の中で財政計画をつくらないだめではないのかなと思うのですよ。だから、そこはそういう形でやらないと、結果として最後は同じ状況になっては何の意味もないわけですか、そのところを膨らませていくということは理解できますから、そこら辺の考え方はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 起債制限であったり、あるいは一般財源の枠であったりという部分は、これを上限なく膨らませるという考えは私は持っておりませんし、あくまでも全体の計画期間の大枠の中で今後大幅に起債残高がふえるというようなことがないようにまずは財政計画を立てなければならないと思っておりますし、総合計画の実施計画をつくるに当たっても、その辺は内部のせめぎ合いにはなるとは思いますけれども、そこはないものはずではありませんし、逆に過去の反省を踏まえまして全てやり遂げるということも非常に厳しいとは思っておりますので、そこはお互い協議しながら、妥協点と言ったら言葉は語弊がありますがけれども、お互い意見の合うところで押さえながら実施計画も財政の枠の中でつくっていかなければならないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1問目の最後にします。次期財政計画を考えるときに現状の到達点をどのように押さえるか、私はこれが一番大切だと思います。これをきちんと押さえて、分析して次期計画をつくるということだと私は思っています。健全化は達成されたという視点で見るか。実質公債費比率は全道平均の10%を下回るところまで考えるのか。これだけでも随分違います。同時に、今後起こるであろう人口減に伴う歳入減、職員給与の正常化、それからインフラの整備のおくれ、公共施設の老朽化対応、病院の新築などを考えたときに、財政規律の確立と、もう一つは選択と集中による政策決定の質の向上が私は強く求められると思うのです。そこの総括的な見解を伺って1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今るる議員のほうからご質問を含めて議論をさせていただきました。私も4年間を過ごさせてもらい、そして今来年度の予算編成の中で改めて本町の財政状況、そしてやらなければならない課題、その辺のところの問題というのはまだまだ簡単なものではないなということは実感しております。そこで、来年度で今ある健全化プランの終期ということでの押さえは持ちながらも、今後どういう財政運営を図っていかなければならないかということは、人口減だとか、公共施設のこれからの問題だとか、病院の問題だとか、さまざまな大型部分がある中で、今議論してきた中での枠決めというか、それはやはりしっかりとやっていかなければならないと思っております。これまでうちのまちが本当に財政問題で四苦八苦しながらきた状況を考えたときには、前に戻さないということ、まずそのところを大事に本当にしっかりと持ちながらやっていかなければならないことだと思っております。

その中でどうというような、議員のほうからあった到達点ということで見るとかどうかということ、今言ったように全て健全化がなされたという認識は持っておりません。これ

からもやはり健全化は進めていかなければならないし、その中であってもさまざまな事業に対する投資はなくてはならない。同時に、だけれども財政規律を図っていく、そういうバランスをいかに柔軟に図っていくかということが今後の本町の財政運営の核というか、根本的な課題だと捉えております。そういう意味合いで来年度、次の総合計画との絡みも持ちながら具体的にまたここで議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） それでは、8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2項目、国民健康保険制度について伺います。

- (1)、令和元年度の決算見込みと特徴は。
- (2)、令和2年度の北海道の方向、方針と白老町の対応と変化は。
- (3)、法定減免以外の減免の状況と考え方は。
- (4)、18歳以下の均等割・平等割の現状について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 国民健康保険制度についてのご質問であります。1項目めの令和元年度の決算見込みと特徴についてであります。令和元年度の収支状況であります。歳出で過年度償還金が75万6,000円発生するものの、医療費である保険給付費は道補助金により補填されることと歳入では前年度繰越金が約4,400万円あったことなどにより、現段階での決算見込みは歳入不足補填のため当初予算計上しておりました国保事業基金繰入金1,032万9,000円を措置することなく、また今後国保事業基金に約3,300万円を積み増した上で約1,500万円程度の決算剰余金が発生する見通しとなっております。なお、国保事業基金につきましては、次年度以降の過年度償還金や歳入不足分として活用をしてみたいと考えております。

2項目めの令和2年度の北海道の方向、方針と白老町の対応と変化についてであります。北海道が定める国保運営方針は3年ごとに見直され、令和2年度がその見直し年度であり、令和6年度を目標に統一保険税、事務の標準化を目指すべく、現在ワーキンググループや各保険者との意見交換を実施している状況であります。運営方針の内容としましては、納付金及び標準的な保険税算定方法や激変緩和措置などの考え方、事務の広域的及び効率的な運営の推進など統一的な方針を定めたものであります。これに対し、本町の対応としましては現行税率と標準保険税率には大きな乖離が生じており、激変緩和措置が終了する令和5年度までにこの差を埋めるためには、令和2年度以降に予定している国民健康保険税の見直しの中において標準保険税率に近づけていく必要があると認識しております。また、全道平準化に向けた取り組みに対しては、被保険者に過度な負担とならないような方策などを国や北海道に対して求めていきたいと考えております。

3項目めの法定減免以外の減免の状況と考え方についてであります。減免状況について

であります。過去3カ年では平成28年度に災害によるものが3件、30年度に特別の事情によるものが1件となっております。また、考え方についてであります。現在北海道において令和3年度をめどに具体的な運用基準である保険税減免標準例を策定するため協議が行われているところであり、全道共通基準として運用されることから、本町としましてもこの動向を見きわめていきたいと考えております。

4項目めの18歳以下の均等割、平等割の現状についてであります。30年度末現在の状況で申し上げますと、国保加入者のうち18歳以下は186世帯322人であり、このうち7割、5割、2割いずれかの軽減を受けている世帯は127世帯、68.28%、人数では230人、71.43%となっております。また、金額では法定軽減後の均等割額が502万円、平等割額が368万7,000円、合計870万7,000円となっております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

---

再開 午後1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、一般質問を続行します。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。最初に、国保税の過去5年間の調定額、収入額、世帯数、対象人口、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） それでは、調定額及び収入額について答弁させていただきます。過去5カ年度ということで、平成26年度につきましては、調定額4億5,829万1,100円に対しまして収入額4億1,661万4,577円になります。平成27年度につきましては、調定額4億4,096万6,200円に対しまして収入額4億1,151万1,410円になります。平成28年度につきましては、調定額4億3,687万7,900円に対しまして収入額3億9,712万6,139円になります。平成29年度につきましては、調定額3億9,876万6,100円に対しまして収入額3億6,836万8,472円になります。平成30年度につきましては、調定額3億8,174万1,700円に対しまして収入額3億5,362万6,503円となります。滞納繰越分につきましては、26年度につきましては調定額1億9,256万2,557円に対しまして収入額1,132万2,231円になります。27年度につきましては、調定額1億8,733万7,238円に対しまして収入額1,481万6,020円となります。平成28年度につきましては、調定額1億8,394万8,888円に対しまして収入額1,699万4,680円となります。平成29年度につきましては調定額1億6,926万6,219円に対しまして収入額1,950万1,390円となります。30年度につきましては、調定額1億6,144万81円に対しまして収入額2,051万315円となります。現滞合わせましての調定額及び収入額ですが、平成26年度が6億5,085万3,657円に対しまして収入額4億2,793万6,808円、平成27年度が6億2,830万3,438円に対し

まして収入額 4 億1,596万7,430円、平成28年度が 6 億2,082万6,788円に對しまして収入額 4 億1,411万5,293円、平成29年度が 5 億6,803万2,319円に對しまして収入額 3 億8,786万9,862円、平成30年度が 5 億4,318万1,781円に對しまして収入額 3 億7,413万6,818円となっております。

それから、世帯数の増減につきましては、こちらは3月から2月の年度平均でございますが、世帯数は平成26年度が3,766世帯、27年度が3,687世帯、平成28年度が3,600世帯、平成29年度が3,466世帯、平成30年度が3,291世帯となっております。

それから、被保険者数ですが、平成26年度が6,108人、平成27年度が5,869人、28年度が5,632人、平成29年度が5,354人、平成30年度が5,001人となっております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何を聞いたかったかという、収入がすごく下がっているのです。調定額も収入額も下がっていると、これは単純に世帯が減っただけなのか、ここは所得水準ではわからないですか。所得水準で下がっているという部分があるかどうかかわからないかどうか。

それから、不納欠損でいえば、この前の質問では平成28年度は約3,600万円ぐらいの不納欠損が出ているのです。ですから、そういうことがあるにもかかわらずこういう状況だということの分析はどうされていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） こちらの調定及び収入の減、平成26年度から30年度を比較しますと年々落ちてきているという状況でございますが、これにつきましては被保険者数の減によるものが大きいと捉えております。それから、当然ながら所得自体が国保の加入者の方の部分が下がってきているかということについては、その所得割ということにいただいている部分の減といいますか、その分析まではちょっとしておりませんので、その部分は当然ながら被保険者数の減が影響して調定、それから収入ともに下がってきていると私どもとしては捉えています。それは、不納欠損の額からいっても平成26年は3,300万円ほど不納欠損額がございましたが、平成30年度においては1,300万円ほどになっておりますので、調定、収入に応じて不納欠損額も下がっているという状況がございますので、やはり全体的に国保のパイが小さくなってきているというところは言えるのかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。北海道が2020年度の標準保険税率をまだ示していないのか、来年度分の標準保険税率というのはまだ示していないのでしょうか。示しているとしたら、ことしと同じなのかというあたりを含めて、標準保険税率が変わっていくのかどうか、その点が1点。

それから、白老町との差は前回聞いたのだけれども、当然標準保険税率は上がっていくという押さえでいいかどうか。白老町としては、前々回の答弁で今のままでいったら標準保険税率と白老町との乖離は9,000万円ということなのですからけれども、ここはこれから北海道の標準保険税率が変わってもこの9,000万円というのは変わらないのかどうか、伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） まず、次年度といいますか、標準保険税率の算定につきましては今仮算定で北海道のほうで算定をしておりますが、北海道のほうでも計算のやり直しをいろいろしていると連携会議等でもありまして、まだ確定的なものといいますか、今後示されてくるということになるかと思えます。ただ、大渕議員がおっしゃられたように標準保険税率は上がっていく方向にございますので、そこに白老町としては激変緩和、これは事業費納付金についての激変緩和があって、それで標準保険税率が決められていくという仕組みになってございますけれども、激変緩和等があって標準保険税率にも影響はありますけれども、実際に標準保険税率は上がっていくと、9,000万円ということで乖離が生じているということで以前答弁させていただきましたが、それは毎年差が大きくなっていくといいますか、うちが現行の税率を改定しない限りは、標準保険税率は上がっていきますので、当然その足りない部分というのは額は広がっていくということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。保険税の抑制と言ったらおかしいけれども、抑制で国保運営方針、北海道がつくっているわけだ、これで今言ったように激変緩和措置で医療水準を考慮した医療費指数反映係数、アルファというのがあるのだけれども、それを掛けて保険税を抑制することが認められているわけでしょう。その内容をわかりやすく説明できるところがあったら。そうでないとこれはよくわからなくなってしまうので、アルファもベータもガンマもあるのだけれども、とりあえずアルファというのは何なのかわかりやすく説明してください、それ以上は聞かないから。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） わかりやすくかどうかというところはございますが、まずこのアルファというのは大渕議員がおっしゃるように医療費指数というものでございます。これは、北海道に今各保険者が納めている事業費納付金を算定する際にその指数を掛けるということで、今北海道としては0.5を掛けています。そこは、1のところもございまして、0.5を掛けていますところもあります。それで、ただ北海道としていたしましてはこちらは最終的にはゼロにしようと、医療費の多い少ないを、その事業費納付金、最終的には標準保険税率につながっていきますけれども、それを加味しないようにしようと、考え方としては運営方針の中で北海道のほうはうたっております。それは小規模な保険者といいますか、そういうところでうちもそうなのですが、医療費が高いとか、高低によってではなくて、あくま



でも負担能力に応じて事業費納付金を算定し、なおかつ標準保険税率を決めようという考え方の中で、今は0.5ですけども、ゼロにしようという考え方ですので、そこは1というのは医療費をそのまま反映するということになります。0.5というのはその半分しか見ないと、ゼロというのは全く医療費を考えませんということになりますので、やはり国の考え方としては医療費を見ないで保険者ごとの負担の能力に応じて事業費納付金を決めようという考え方が医療費指数の考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よくわかったようなわからないような説明なのだけれども、要するに何を言いたかという、実際にアルファを維持した場合はもちろん今のままでいくのだけれども、結果としてはそのまま絶対いけないわけでしょう。6年間たったらゼロになるわけでしょう、やさしく言うと。だから、激変緩和のための指数だから、これは6年たったら、要するに2023年になったら国全体がこうなるということで、白老町でいえばまだ新しい2020年の標準保険税率は出ていないから、今までの例でいうと9,000万円なら9,000万円は2023年になったら町民の国保の世帯に全部かぶさると、値上げがたくさんさるというような認識でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） こちらはかなり制度として複雑な部分がございます、アルファ、ベータの考え方、北海道が事業費納付金を決めて標準保険税率を決めている部分と、それから実際に白老町の標準保険税率にどう反映するかというのは、一概に先ほど言いました医療費指標をゼロにするということでございますと、単純にいきますと白老町は医療費が高いまちですので、医療費が高いところは医療費指数をゼロにされるとその分納付金が安くなる方向に向くということになりますので、白老町にとっては標準保険税率にはいい部分といいますか、押し下げる部分になってくるのです。実際には、アルファとかベータというよりは、一番これからの標準保険税率に影響するのは、先ほど被保険者数が大きく減少しているという部分が結局ございますので、被保険者数が減って、それに対して医療費も当然減ってはおりますが、被保険者数の伸びのほうが大きいですので、事業費納付金とか標準保険税率で割り返すと、1人当たりで割り返すと大きくなってしまおうと。白老町としてはその部分の影響が大きくなって標準保険税率が上がっていくと、それは全道的、全国的に見ても同じ傾向にございますので、標準保険税率が上がっていくということで、アルファというのは上がるところも、標準保険税率が上がっていく方向に向くところもあれば、うちのように下がっていくところもあるということで、一概に上がっていくと、全部負担がかかってくるということではございません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。わかりました。それで、要するにアルファとかベータとかガンマというのは確かにあるのだけれども、簡単に言えば激変緩和で6年間、2023年になったら白老町の国保の被保険者はどんなような状況になるかということなのですよ、私が一番聞きたいのは。その制度はもうこれ以上やってもしようがないからやめますけれども、最大の問題は国保の加入者負担がどの程度ふえ、その負担にたえられる状況になるのかどうかということなのです。前回答弁にあったように、9,000万円程度の値上げが必要だというのはアルファ、ベータ、ガンマは関係なく、これはそれだけ必要だとなるということでしょう。だから、そこの手だてを今後、実際にはもう今1年半たったのだから、あと4年しかない。来年見直しで、その後3年しかないわけでしょう。そういう状況の中で、実際にはベータでいうと応益、応能を50・50にするとすれば、平等割と均等割が上がると、多く上がると私の場合は考えるのだけれども、そういう考え方でいいですか。それと同時に、9,000万円というのは国保の町民が負担しなければだめな金額だということでもいいですか。

○議長(松田謙吾君) 山本町民課長。

○町民課長(山本康正君) 以前、町長のほうから答弁させていただいた9,000万円という部分につきましては、当時の計算の中で9,000万円足りないということでの話をさせていただいておりますので、今後令和5年、令和6年に平準化になった時点でさらにその負担が大きくなるということは考えられるという可能性が高いと考えています。それは、先ほど申し上げましたけれども、標準保険税率は上がっていくという方向にあります。白老町が現行の税率を3年に1度見直すということを以前からお話しさせていただいておりますが、来年、令和2年度に保険税の見直し、現行の税率を見直しをしなければ当然標準保険税率との大きな乖離はそのままになりますので、そこは保険税を上げるとか、何らかの措置をしなければそこは差は埋められないということになります。

それで、先ほどの応益と応能が50対50というのは国の考え方です。国は令和5年、6年には50対50ですけれども、北海道としましては、能力に応じての応能が47、それから応益が53にしようと、令和6年からそのようにしようと考えております。今白老町は、実際には応能のほうが大きくなっております。それで、応益が少ないということですから、当然ながら均等割、平等割は割合として上げていかなければいけない。ただし、全体的に本町は応能が足りているかというのと、そういうわけではありません。全体的に保険税が低い状況ですので、全部を底上げしていかないと、割合は変えなければいけないのは間違いございませんけれども、先ほど言いましたけれども、借りない分を保険税の現行の税率を上げていかざるを得ない状況にあるというのは、9,000万円よりももっと広がる可能性はございますけれども、そういう状況に今置かれているというのは確かでございます。

○議長(松田謙吾君) 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番(大淵紀夫君) 8番、大淵です。この問題は2回議論しました。その前にも国保の

中でいろいろ話ししているのですけれども、もう限界だと私は思うのです。まして、平等割、均等割、平等割というのは1世帯にかかる金額です。出していただいた金額でいうと、3万7,842円という答弁をいただいております。均等割は1人2万8,662円という答弁をいただいているのです。これを北海道は基準を上げて、こっちのほうを上げると言っているわけです。そうすると、本当に今の状況で、子供が7人いらっしゃると、これは国保ではなかったのですけれども、国保の人で7人いる方がいらっしゃるかどうかわからないけれども、値上がりの幅というのは。これは大変なことになりますよ、私は、限界に来ているのではないかと。その上に今9,000万円以上の国保の均等割、平等割の負担がかかるようになったら一体白老町の国保の人たちってどうなるのかと言わざるを得ないと思うのです。

それで、やっぱりここは救う手だてを考えないといけない。ただ、残念ながら、保険税は町村が決められるのだけれども、今国や北海道の指導はかなり厳しく入ってきていますよね。それで、現在都道府県化の中で法定外繰り入れを実際にはなくすと。白老町だって今まで赤字のときだけは1億円という金額だって繰り入れているわけですよ。そういうものを認めるか認めないかはわかりませんが、法定減免以外の減免なんかはこの文書を読む範囲でいうとなかなか認めない、平準化していくというようなことに読み取れるのだけれども、18歳未満の均等割への繰り出し、先ほど答弁あったけれども、白老町でいえば、答弁書のとおり18歳以下の国保の人というのは322人いらっしゃる。このうちの7割が減免を受けているのですよね、7割が。だから、いかに所得が低いかということなのです。実際には、全ての減免を均等割だけの減免を合わせた金額が502万円ということなのですけれども、これを旭川市が一部助成しているし、赤平市が今回から全額ということになった。ところが、それに対して、北海道か国か知らないけれども、これは余りよくないというようなことで指導が入っているように思うのだけれども、そこら辺の国や北海道の状況ってどうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 赤平市が今年度、令和元年度から全額子供の均等割を減免しているということで、そこにつきましては赤平市にも状況確認をしておりますし、これは赤平市については保険税を標準保険税率に合わせるということで、かなり上げていく中での一つの軽減、激変緩和の方策として子供の均等割減免を導入したと聞き取りをしております。それで、私も北海道の国保の担当者が集まる連携会議に先日出席しまして、その中で子供の均等割減免についての考え方を北海道にただしている市町村というのが、ございまして、それについての北海道の回答としましては、北海道が令和6年までに考えている減免の標準例の中には子供の均等割は入れないということで、あくまでも子供の均等割というのは国がやるべき話であって、標準例、法定外の減免の標準としては考えていないと。北海道についても地方六団体の中での国に対する要望に入っておりますので、国としての施策を新たに創設するべき話であるという質問に対する回答がございましたので、特別赤平市に聞

いても指導が入っているのですとか、そういったことをやるべきではないとかということはお聞きませんが、状況としては標準例に入れなかったりとか、平準化といいますか、減免も平準化しようとしている中では、個別に新たなことをやるといいますか、状況としては、指導等は入りませんが、難しい状況にはあるとは赤平市の担当者のほうからは聞いております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何度もこれは繰り返している話だから、余りもう言いたくないのだけれども、国保の状況というのは、今までの一般質問の中でも明らかに変わったように、会社の社会保険だとか協会けんぽだとかと比べても倍ぐらいの負担があると、一般論で言えばですよ。だから、子供の均等割についてはただにしてということをして地方六団体が要求するという状況なのです。白老町で見ても、実際に国保の構成は年金生活者が43.9%、非正規雇用者を中心としたそういう人たち34%、残りが自営業だとか第1次産業と。担税能力がないのですよ、ここの部分は。もう明らかなのです。そういう状況の中で、非正規雇用や年金者というのは国の制度の中で救わなかったら救えない。だから、1兆円を地方六団体が要求しているということでしょう。基本的にはそういうことです。そういう中で、国や北海道は標準保険税率で保険税を決める。減免や一般会計の繰り出しをゼロとする。方針的には今もあつたようにそういう方針ですよ。ですから、現実には所得水準が低いということ、高齢者の割合が多いと、1人当たりの医療費は多いと、これは構造上の問題なのです。ここを集めているわけですから、国民皆保険の中でここに国が集めているわけですから、当然こうなるのです。だから、それに対する対応策がないと私はもう国保は成り立たないだろうと思うのです。

保険税の算定に当たって、まして応益割が高い、そしてそれが高くなっていくということはどういうことかということ、低所得者、それから多人数世帯、子供が多いところ。今少子化、少子化してみんなで言っても、質問でもどんどん出ているのです。そういう中で、子供が多ければ多いほど国保税が高くなるのです。全く私はおかしいと思う。白老町で見たって子供たちの要保護、準要保護世帯の割合が20%から25%ぐらいまでもういきつつあるでしょう。3年ぐらい前でもう25%になりつつある状況ですから。こういう中で、まさに逆行としか言いようがないのだ。だから、同じことを幾ら質問してもだめなのだけれど、町も前回の理事者の答弁でもやはりここは矛盾だつて認めているわけです。そうすると、これから令和6年までの激変緩和をどうしてもやるといふのだつたら、ここは本当に白老町で子供たちを産み育てる、そして2人もいない、1.何人しかいないと言っている中で、私はここにメスを入れない限りだめではないと思うのだけれども、その見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 国保の問題についてはこれまでも議員のほうからさまざまな質問

を含めて、町としても苦しい答弁をしてきているのですけれども、今さらに浮かび上がったというところは、要するに国保が持っている加入者の部分が本当にどういう人たちがそこに加入しなければならないかという、そういう状況の中でこれを維持していかなければならないという、その中の矛盾というのは非常に、今挙げたような高齢人口だとか、被雇用の部分だとか、子供がたくさんいらっしゃるだとか、そういう人たちの部分が本当にかかわってきている保険の部分ですから、言いづらけれども、矛盾というか、さまざまな弊害というのはそこにあるということは重々私自身も押さえております。ただ、今メスは確かに入れなくてはならないということで、うちのまちだけでなくほかのまちも実際そういう状況であるということは事実なのです。ただし、うちの場合を見ていけば、今9,000万円という問題、ここのところが一定限解決するというか、戻すなりしないと、議員から出ている、または今までも子供の均等割のところだとか、本当にそこに入っていくためには、赤平市もそうだけでも、平準にならしたときの差、減の部分と今後の部分のこの差の埋めをどうやるか。それが令和6年あたりまで、来年見直しを図るのだけでも、どうその部分の埋め合わせをやるか。そこをもって次の実際的な町がやる子供の均等割だとか、そこに入らざるを得ないと、申しわけないという気持ちも本当にあるのだけでも、今の国保のうちの状況を考えたら、そういう道筋をとらざるを得ないと考えています。

十分その問題、課題の大きさ、重要性は認識をして、そして国に対してもさまざまなかわり持って、その要望、要求を上げていっていることは事実です。ただ、それだけでは済まないということも十分わかっておりますので、今後見直しの中でどのような筋道をつけるか、それは十分考えていきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。実際にあと4年ちょっとたったら、これはもうゼロというか、平準化されるわけです。激変緩和はなくなるのです。これと同時にまちが動けるような状況にしないと私は本当にもうどうにもならなくなるだろうと。それはどういう意味かというと、子育て支援の一助として国保を減免するということは、いろいろな支援策はあります。うちのまちが行っている町長が今回公約に掲げられた子供の医療費無料化、中学生までやられると。立派です。ただ、これは病院に行った人だけなのです。今の子供の国保の均等割というのは、おぎゃあと生まれたときから、病院に行こうと行かないにかかわらず国保税が、白老町でいえば2万幾らという額がそのままいきなりかかるわけですよ、病院へ行っても行かなくても。町長が政策でやられるものは、病院に行った人がただになるのです。行かない人はかからないのです。ここが決定的に違うのです。生まれたときにすぐどんな人でも全部かかるのです。だから、子供は産むなって言っているのと同じような中身なのです、中身で言えば。全然子育て支援でも違うのですよ、ここは。給食費を無料化する。保育料を安くする。そういうものは対象外というのがあるわけです。これは、赤ちゃんからずっとそ

うなのだ。医療費はいつまでたってもかかる。18まではかかるわけです。

ですから、確かに国保の数は、それで私がちょっと驚いたのは18歳未満は、332人もいらっしやる。ここを4年の中できちんと考えていかないと、すぐやれとは言いません。4年間の激変緩和が終わるところまで、私は制度設計しないとどうにもならないのではないかと。好むと好まざるにかかわらず全員が無条件、子供の頭数、要するに人头割でかかるのです。こんな制度って先進国ではありません。消費税をかけるのとわけが違うのだから。だから、これは、国に言うということはもちろん大切ですが、自治体がここに手を入れない限り私は無理だと思います。くどいようですけれども、すぐやれとは言いません。少なくとも激変緩和終了までには何らかの対応策を。ほかのところでは全額でないところもあります。ですから、そういうことを含めて、私はきちんと方針化してこの問題をやらない限り国保の問題というのは解決しないのではないかと考えておりますけれど、この点を最後にして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 全く議員と私は同じ気持ちではおります。ただし、そのところは、今の国保の矛盾という部分では共感というか、押さえ方というのは十分とっているつもりですけれども、ただ町としての今の財政的な問題も含め、いかにして標準化をしていく中でこの差の埋め方をしていかなければならないか。もっと、こんなことを簡単に言いたくはないけれども、やっぱりきちんとした平準化のもとになっていく部分をつくらない限りは、先ほども申し上げたように次の段階にはなかなか踏み込んでいけないというのが今の状況なのです。ただし、国保の持っているさまざまな矛盾点といいますか、そのあり方についてはご指摘があったように、北海道も国だと言っています。国がどうかしなさいと。私たちが国に対して要望はしています。ただ、白老町に生きている人たちの問題についてはやはり白老町がしっかりと考えていかなければならないということは重々持ちながら、6年までの間、来年の見直しの段階においてやはり一定限の方向性は出さなければならないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって8番、大淵紀夫議員の一般質問を終わります。